

証券コード 5631
平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社 **日本製鋼所**

代表取締役社長 宮 内 直 孝

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、75頁～76頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。） |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第91期（自 平成28年 4 月 1 日）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2. 第91期（自 平成28年 4 月 1 日）計算書類報告の件
（至 平成29年 3 月31日）

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

(お 願 い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様 1 名に限ることとさせていただきます。）

(お 知 ら せ) ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) に掲載しております。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

〔添付書類〕

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、中国経済の失速や資源価格下落に伴う新興国経済の停滞、英国の国民投票結果を受けた金融市場の混乱があったものの、その後、米国で大統領選後に政策期待が景況感を押し上げるなど、全体としては緩やかな景気回復が続きました。わが国経済においても、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景として、総じて緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、世界的な樹脂原料の需要伸長や自動車分野を中心とした樹脂製品需要の拡大により、産業機械事業が概ね良好に推移しましたが、原子力発電所向け部材の長期需要低迷や新興国メーカー等の台頭などにより、素形材・エネルギー事業では厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、一昨年5月に策定した平成29年度までの3カ年の中期経営計画（JGP2017）に沿って、顧客のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す「グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍」を目標に、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進を基本方針とした事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、素形材・エネルギー事業、産業機械事業がともに減少し、1,775億85百万円（前年同期比16.1%減）となりました。売上高は、産業機械事業が増加したものの、素形材・エネルギー事業の減少が影響し、2,124億69百万円（前年同期比4.9%減）となりました。損益面では、営業利益は123億40百万円（前年同期比14.4%減）、経常利益は121億11百万円（前年同期比14.3%減）となりました。また、素形材・エネルギー事業における事業環境等の更なる回復遅れ等に伴い、平成28年3月期の354億円に続き、室蘭製作所が保有する固定資産について178億円の減損処理を行ったことから、親会社株主に帰属する当期純損益は49億68百万円の損失（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失166億円）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

(素形材・エネルギー事業)

受注高は、風力発電機器の受注取消しを行ったことに加え、電力・原子力製品及びクラッド鋼板・鋼管が減少したこと等から、195億円（前年同期比51.0%減）となりました。

売上高は、前年同期に大型案件の売上があったクラッド鋼管が反動減となったことから、512億7百万円（前年同期比31.6%減）となりました。

営業損益は、減価償却費が減少したものの、クラッド鋼管の売上高の減少が影響し、営業損失27億94百万円（前年同期は営業利益6億99百万円）となりました。

(産業機械事業)

受注高は、樹脂製造・加工機械が増加したものの、前年同期に大型案件の受注があったレーザーアニール装置が反動減となったことから、1,562億4百万円（前年同期比7.0%減）となりました。

売上高は、樹脂製造・加工機械が堅調に推移したことに加え、成形機及びレーザーアニール装置が増加したことから、1,593億78百万円（前年同期比10.4%増）となりました。

営業利益は、売上高の増加及びコスト改善を主因として、151億83百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

(不動産その他事業)

受注高は18億80百万円、売上高は18億83百万円、営業利益は9億59百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第90期(前連結会計年度) (平成27年度)		第91期(当連結会計年度) (平成28年度)		増減(百万円)
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)	
素形材・ エネルギー事業	39,785	19	19,500	11	△20,284
産業機械事業	167,875	79	156,204	88	△11,671
不動産その他事業	3,976	2	1,880	1	△2,096
合 計	211,637	100	177,585	100	△34,051

(事業別売上高)

部 門	第90期(前連結会計年度) (平成27年度)		第91期(当連結会計年度) (平成28年度)		増減(百万円)
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)	
素形材・ エネルギー事業	74,854	33	51,207	24	△23,647
産業機械事業	144,358	65	159,378	75	15,019
不動産その他事業	4,087	2	1,883	1	△2,203
合 計	223,301	100	212,469	100	△10,831

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、95億2百万円であります。その主なものは、室蘭製作所及び広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外経済は米国・欧州をはじめとする先進国を中心に緩やかな回復が続くと見込まれるものの、原油ほか資源価格の下落や欧州においては政治動向を受けた金融市場の動揺などの不安材料が残ります。わが国経済も緩やかな回復基調で推移すると予想されますが、中国経済の景気減速や米国の通商政策による輸出企業への影響、東アジアにおける地政学リスクの高まりなど、先行きに対しては不透明感が生じております。

このような中、当社グループにつきましては、素形材・エネルギー事業では、電力・原子力製品の需要回復遅れの更なる長期化が予想され、厳しい事業環境が継続すると見込まれますが、黒字化達成に向け、引き続き事業基盤の再構築と新規事業の育成に取り組んでまいります。また、産業機械事業においては、中国をはじめとする海外市場を中心に、更なる成長機会を発掘し事業伸長を加速させてまいります。

平成30年3月期通期の連結業績見通しにつきましては、受注高2,000億円、売上高2,050億円、営業利益125億円、経常利益125億円、親会社株主に帰属する当期純利益80億円を予想しております。

当社グループは、2017（平成29）年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「JGP2017」を推進しております。

＜中期経営計画「JGP2017」の進捗＞

1）当社グループが目指す企業像と数値目標は以下のとおりであります。

『グローバル＆ニッチトップ企業グループへの飛躍』

顧客のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す

基本方針

方針1．現有事業の収益力拡大

- ◆製品・サービスの差別化推進
- ◆トータルコスト競争力の強化
- ◆サービス＆ソリューション事業の開拓
- ◆成長市場における展開強化

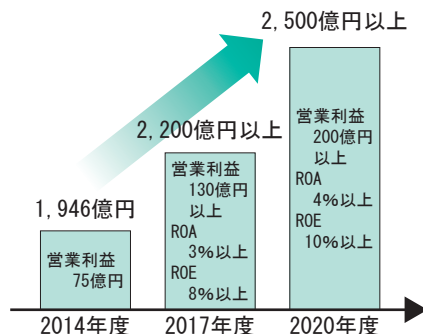
方針2．新製品・新規事業の育成・早期戦力化

- ◆保有経営資源をコアとする事業化の推進
- ◆時間軸と推進体制の適正化

方針3．グループ経営の強化とアライアンスの推進

数値目標

「2020年度：売上高2,500億円への再挑戦」



アクションプランによる経営管理の徹底（PDCAの実行）

JGP2017では、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進を基本方針として掲げ、事業戦略を推進しております。

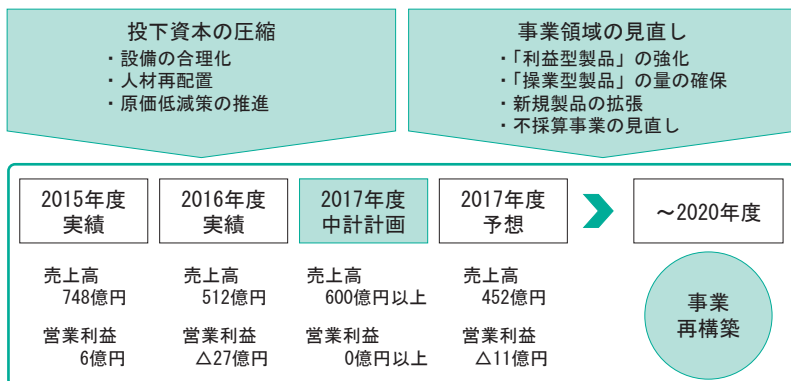
2) セグメント毎の実績と事業戦略について

JGP2017の2年目である2016年度につきましては、産業機械事業が受注好調を背景に増収・増益を達成した一方で、素形材・エネルギー事業は前年度に大口売上であったクラッド鋼管の反動減に加え操業悪化等に伴い減収・減益となりました。この結果、グループ全体では前年度比で減収・減益となりました。

セグメント毎の事業戦略は次のとおりです。

○素形材・エネルギー事業

「守りの経営」による緩やかな事業伸長とポストJGP2017における再成長を睨んだ布石を打つことを目指し、以下の施策に取り組んでおります。

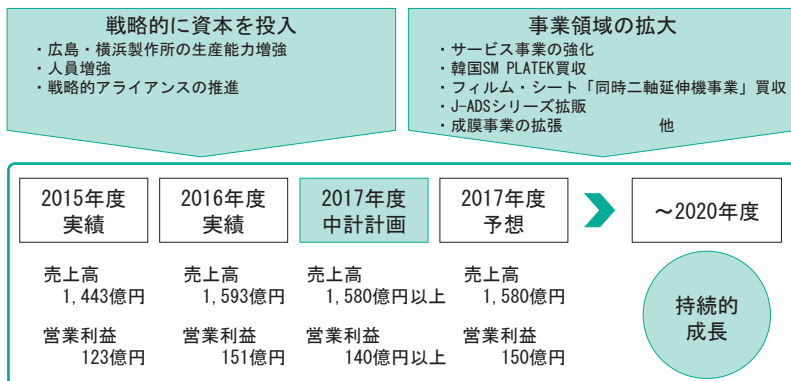


JGP2017の2年目である2016年度は、電力・原子力関連製品やクラッド鋼板・鋼管の受注低迷が響き、売上高・営業損益とも業績予想を下回る結果となりました。また、こうした受注低迷を背景として、前年度に引続き、室蘭製作所の生産設備について178億円の減損処理を実施いたしました。

2017年度の売上高は昨年度を下回り、営業損益も赤字が残る予想ですが、室蘭製作所のコスト構造改革を確実に進め、2018年度には損益黒字化を図ります。さらに、既存事業の基盤強化を図りつつ、中期的には新分野における事業展開を推進して製品ポートフォリオの見直しを進めてまいります。

○産業機械事業

「攻めの経営」による成長機会の発掘と事業伸長の加速を目指し、以下の施策に取り組んでおります。



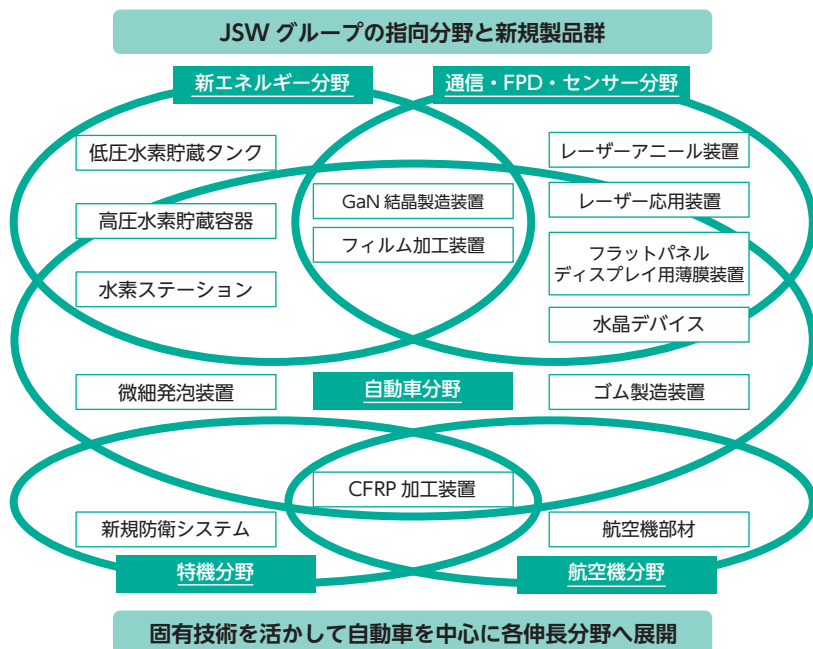
JGP2017の2年目である2016年度は、売上高・営業利益ともに、中期経営計画最終年度目標値を1年前倒しで達成いたしました。特に、前年度に受注が好調であったリチウムイオン電池用セパレータフィルム製造用途のフィルム・シート装置や、高精細液晶パネル、有機ELパネル製造用途のレーザーアニール装置が売上・利益の拡大に寄与しております。

2017年度においても、レーザーアニール装置は売上高減少を見込むものの、樹脂製造・加工機械や成形機においては受注が堅調に推移しており、売上高、営業利益とも中計目標値を達成できる見通しです。

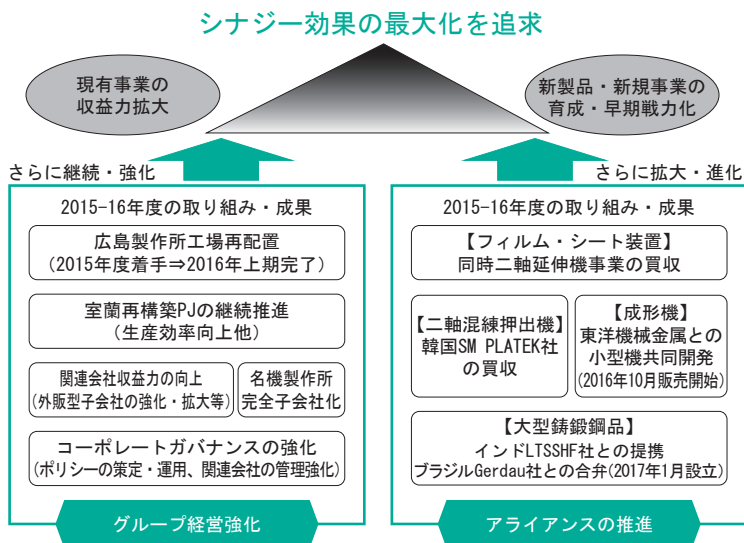
3) 新製品・新規事業の育成・早期戦力化について

中長期的な当社グループの事業領域拡大を図るため、新製品・新規事業を育成すべく以下の分野・テーマについて研究開発を行なっております。固有技術を活かして自動車分野を中心に各伸長分野への展開を推進しています。

また、他社との連携・アライアンスも活用しながら、引き続き早期事業化へ向けた活動を推進してまいります。



4) グループ経営の強化とアライアンスの推進について



グループ経営の強化とアライアンスの推進については、2015年度から2016年度にかけて、上記の取組みや成果がありました。特に、「広島製作所工場再配置」や「同時二軸延伸機事業の買収」に関しては、産業機械事業の足元での業容拡大に大きく寄与しております。また、グループ関連会社の収益力強化に努め、連結収益の拡大に貢献しております。

引き続き、室蘭再構築プロジェクトの継続推進をはじめ、上記施策を更に推し進め、シナジー効果の最大化を追求してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 88 期 (平成25年度)	第 89 期 (平成26年度)	第 90 期 (平成27年度)	第91期(当連結会計年度) (平成28年度)
受 注 高 (百万円)	186,574	205,906	211,637	177,585
売 上 高 (百万円)	188,719	194,674	223,301	212,469
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は (百万円) 当 期 純 損 失 (△)	5,527	△5,327	△16,600	△4,968
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は (円) 当 期 純 損 失 (△)	14.92	△14.39	△45.32	△67.61
総 資 産 (百万円)	293,139	319,667	293,138	275,315

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 88 期 (平成25年度)	第 89 期 (平成26年度)	第 90 期 (平成27年度)	第91期(当期) (平成28年度)
受 注 高 (百万円)	154,520	165,049	163,080	130,502
売 上 高 (百万円)	155,211	153,455	176,116	166,722
当 期 純 利 益 又 は (百万円) 当 期 純 損 失 (△)	6,645	△5,658	△18,719	△8,260
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は (円) 当 期 純 損 失 (△)	17.93	△15.28	△51.11	△112.40
総 資 産 (百万円)	267,241	291,793	263,112	242,353

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日鋼情報システム株式会社	120百万円	100%	コンピュータシステムのコンサルティング・技術指導、システム受託開発、機器販売、情報処理サービス事業
JSW IT サービス株式会社	100百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSW アフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社日鋼機械センター	100百万円	100	鉄鋼製品の機械加工及び仕上組立、産業機械等の製作・改造・修理、加工機械の整備
日 鋼 M E C 株 式 会 社	60百万円	100	工場設備の据付・維持保全、各種機械・機器の設計、各種溶接構造物の製造・販売、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売、鋳鋼品製造用資材の販売
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	200百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
株 式 会 社 タ ハ ラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
株 式 会 社 名 機 製 作 所	100百万円	100	プラスチック射出成形機、ホットプレス、金型、周辺機器等の製造・販売
日 鋼 特 機 株 式 会 社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
S M P L A T E K C O., L T D.	5,000万ウォン	80	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery, Inc.	250万米ドル	100	プラスチック射出成形機、マグネシウム合金射出成形機の販売・リース及び部品販売・技術サービス
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

③ 特定完全子会社の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成29年 3 月31日現在）

部 門		主 な 事 業
素形材・エネルギー事業	電力・原子力製品	発電用品、原子力関連機材等の製造・販売
	石油精製用压力容器	石油精製・石油化学・一般化学用品、化学機械用品等の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管	クラッド鋼板、クラッド鋼管、その他極厚鋼板等の製造・販売
	風力発電機器	風力発電機器の製造・販売・保守
	そ の 他	鉄鋼用品、金型材等の製造・販売
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守
	成 形 機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守
	そ の 他	圧縮機、油圧機器、電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置・薄膜成膜装置等）、各種連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守
不動産その他事業	不動産賃貸等	不動産賃貸事業、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等（平成29年 3 月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、中国支店（広島市安芸区）、九州支店（春日市）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市緑区）、関西営業所（吹田市）、府中出張所（府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研 究 所 等	室蘭研究所（室蘭市）、広島研究所（広島市安芸区）、横浜研究所（横浜市中区）
工 場	室蘭製作所（室蘭市）、広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市中区）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日 鋼 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	東京都府中市
J S W I T サ ー ビ ス 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
J S W ア フ テ ィ 株 式 会 社	東京都八王子市
フ ァ イ ン ク リ ス タ ル 株 式 会 社	北海道室蘭市
株 式 会 社 日 鋼 機 械 セ ン タ ー	北海道室蘭市
日 鋼 M E C 株 式 会 社	北海道室蘭市
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
株 式 会 社 タ ハ ラ	東京都江戸川区
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	東京都品川区
株 式 会 社 名 機 製 作 所	愛知県大府市
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都新宿区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニューヨーク州
S M P L A T E K C O . , L T D .	韓国 安山市
J S W P l a s t i c s M a c h i n e r y , I n c .	米国 カリフォルニア州
T H E J A P A N S T E E L W O R K S (S I N G A P O R E) P T E . L T D .	シンガポール

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,239名	15名増

（注）従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,266名	28名減	39.3歳	15.6年

（注）従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	30,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,490
三井住友信託銀行株式会社	4,850
株式会社みずほ銀行	1,510

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式総数 74,292,607株
- (3) 資本金 19,694,230,561円
- (4) 株主数 24,719名
(前期末比 1,605名減)

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,573	7.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,586	6.24
三井生命保険株式会社	2,827	3.85
株式会社三井住友銀行	2,200	2.99
ビー・エチ・ゼalandバイザ・インター・サークル・フアンド・ツ・コベル・エグ・グロ・オール・キャップ・フアンド	1,856	2.53
三井住友海上火災保険株式会社	1,764	2.40
三井住友信託銀行株式会社	1,630	2.22
新日鐵住金株式会社	1,306	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,271	1.73
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	1,243	1.69

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（801,480株）を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

平成28年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。同時に発行可能株式総数を10億株から2億株に変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長	社長補佐、安全保障輸出管理管掌、研究開発本部管掌、レーザー・プラズマシステム室管掌、成形機事業部管掌	佐藤 育男
代表取締役副社長		田中 義友
取締役常務執行役員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部・秘書室・総務部担当	渡邊 健二
取締役常務執行役員		東 泉 豊
取締役常務執行役員	CFD、CISO、経理部担当、経営企画室長	宮内 直孝
取締役常務執行役員		柴田 尚
取締役常務執行役員	特機本部管掌、機械事業部長	佐藤 元信
取締役常務執行役員		持田 農夫男
取締役	風力室管掌、鉄鋼事業部長	水谷 豊
取締役		門田 彰
常勤監査役	東レ株式会社 社外監査役	城野 和也
常勤監査役		増田 格
監査役	株式会社スリーエフ 社外取締役	
監査役		

- (注) 1. 取締役 佐藤元信及び持田農夫男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 城野和也及び増田格の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 城野和也及び増田格の両氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 佐藤元信氏及び持田農夫男氏並びに監査役 城野和也氏及び増田格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 佐藤元信氏及び持田農夫男氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
6. 当事業年度中の取締役・監査役の異動
- (1) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は以下のとおりです。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
門 田 彰	平成28年6月24日	任期満了	取締役	社長補佐
清 水 信 明	平成28年5月31日	辞任	取締役	社長補佐
岩 下 壽 夫	平成28年6月24日	辞任	常勤監査役	
河 上 守	平成28年6月24日	任期満了	常勤監査役	

- (2) 取締役 宮内直孝、柴田尚及び持田農夫男の各氏並びに監査役 門田彰及び増田格の両氏は、平成28年6月24日開催の第90回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 平成29年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏 名
代表取締役社長		宮 内 直 孝
代表取締役副社長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、経理部担当、経営企画室長	東 泉 豊
取締役専務執行役員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部・秘書室・総務部担当	渡 邊 健 二
取締役常務執行役員	風力室管掌、鉄鋼事業部長	柴 田 尚
取 締 役		佐 藤 育 男
取 締 役		田 中 義 友
取 締 役		佐 藤 元 信
取 締 役		持 田 農夫男
専務執行役員	横浜製作所長、ものづくり改革推進室長、レーザー・プラズマシステム室長	石 橋 義 尚
常務執行役員	CTO、研究開発本部長	藤 村 浩
常務執行役員	機械事業部長	大 下 真 雄
常務執行役員	成形機事業部長、広島製作所管掌	松 尾 敏 夫
常務執行役員	特機本部長	香 川 豊 彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名 303,500千円（うち社外2名19,635千円）

監査役6名 62,790千円（うち社外3名22,530千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 佐藤元信

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会22回全てに出席し、長年にわたる商社勤務及び海外での企業経営で培われた豊富な経験から発言を行っております。

② 取締役 持田農夫男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会16回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

③ 監査役 城野和也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社の社外監査役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。なお、東レ株式会社は当社の取引先ですが、当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.9%と僅少であります。また、当社は、東レ株式会社の発行済株式総数の0.4%を保有しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会には22回中21回、監査役会には17回全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

④ 監査役 増田 格

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社スリーエフの社外取締役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会には16回中15回、監査役会には13回全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額	53,000千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
合計	53,000千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき

報酬等の合計額 77,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の子会社のうちTHE JAPAN STEEL WORKS(SINGAPORE)PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン(目指すべき企業像)と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針(内部統制の基本方針)を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための教育・啓蒙にあると考えて、これらを推進します。

- ② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、戦略会議または経営会議並びに監査役を含む関係者に報告します。

- ③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。
- ④ 当社は、「反社会的勢力との対決」を企業行動基準に明示するとともに、情報連絡・対応窓口の一元化により、反社会的勢力排除に向け毅然と対応します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。
また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。
- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。
また、重要リスクについては、取締役会または戦略会議で対応を審議します。
- ② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。
また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または戦略会議に報告します。
- ③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、戦略会議または経営会議等で行います。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ子会社等が、当社のビジョンと経営理念及び企業行動基準に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。

- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。但し、上場子会社については、当社からの一定の経営の独立性の確保に配慮します。

- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。

- ④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、戦略会議、経営会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。
- ③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

Ｊ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

Ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しています。また、規程の制定及び改正等は、原則として戦略会議の決議事項としており、これに従って規程の改正を行ったほか、「企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の取締役、執行役員及び監査役を対象にコンプライアンスに関するセミナーを実施しました。また、グループ子会社の社長に対して、ガバナンス・コンプライアンス及び財務・会計知識に関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。
- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

Ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては戦略会議又は取締役会等にて審議しています。
- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に戦略会議に報告しています。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、平成28年2月22日開催の取締役会において、平成28年4月1日付の取締役の委嘱業務の変更、役付執行役員の選定及び委嘱業務の変更を行ったほか、執行役員の選任を行いました。
- ② 取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2017」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、戦略会議または経営会議等において報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」を改正し、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを改めて明確にしました。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生の都度、主管部門に対してこれを報告しています。
- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、内部監査部門は、国内及び海外に所在するグループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員2名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び経営会議に出席するほか、輪番で戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、上期及び下期におけるグループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による上期及び下期の監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。なお、前事業年度に発生した一部グループ子会社（連結

子会社）における不適切な会計処理を受け、当該子会社の内部統制の不備事項の改善並びにコンプライアンス意識の向上を図り、当該子会社の内部統制の有効性の確保に努めました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

A. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。したがって、当社株主の皆様には買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様には当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B. 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 中期経営計画の推進

当社は平成29年度を最終年度とする3年間の中期経営計画（JGP2017）において、お客様のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す「グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍」を目標とし、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進、を基本方針とし、収益力の拡大に向けた事業活動を推進しております。

財務面においては、収益力向上や運転資金の効率化等により資金創出力を強化し、創出された資金を設備投資やアライアンス、M&A等の成長投資に積極的に投入し、更なる収益力の拡大につなげてまいります。組織体制面では、ダイバーシティを重視しつつ人材の確保と育成に努め、またコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や意思決定プロセスの適正化などグループ経営の強化にも注力しております。さらに技術・技能の伝承とその進展は、企業価値の源泉を維持・強化する上で重要な課題であると認識し、グローバル

化への対応強化を含め、組織的な取組みを進めております。そのほか、コンプライアンス活動は勿論のこと、安全衛生管理活動、温室効果ガスの排出量削減・生物多様性維持への対応等の環境保全活動にも取り組んでおります。

さらに、平成30年度から平成32年度までの次期中期経営計画（JGP2020）の策定にも着手しており、事業環境の変化に対応した新たな成長戦略により、収益力をさらに強化してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む5名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に定めた「株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。

(<http://www.jsw.co.jp/ir/governance.html>)

C. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月7日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議し、同年6月25日開催の当社第88回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためにあるいは当社取締役会が代替案を

提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細内容につきましては、当社ホームページ（<http://www.jsw.co.jp/>）ニュースに記載する平成26年5月7日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

D. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画やコーポレート・ガバナンス強化のための施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的な方策として策定されたものです。したがって、当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。また、当社第88回定時株主総会において株主の皆様の手承認を得ていること、本新株予約権の無償割当て実施の是非についても株主意思を重視する仕組みになっていること、独立性の高い社外の有識者から成る独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施には必ず独立委員会の判断を経ることになっていること、合理的な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないこと等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

平成29年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	186,565	流 動 負 債	108,390
現 金 及 び 預 金	59,801	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	47,744
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	49,420	短 期 借 入 金	11,908
商 品 及 び 製 品	2,358	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,215
仕 掛 品	58,037	リ ー ス 債 務	574
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,755	未 払 金	1,015
前 渡 金	1,259	未 払 法 人 税 等	866
前 払 費 用	300	未 払 費 用	12,124
未 収 入 金	303	前 受 金	17,004
未 収 消 費 税 等	2,279	役 員 賞 与 引 当 金	37
繰 延 税 金 資 産	6,473	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,757
そ の 他 の 流 動 資 産	715	工 事 損 失 引 当 金	2,969
貸 倒 引 当 金	△140	風 力 事 業 損 失 引 当 金	4,655
		そ の 他 の 流 動 負 債	2,517
固 定 資 産	88,749	固 定 負 債	59,337
有 形 固 定 資 産	32,233	長 期 借 入 金	34,901
建 物 及 び 構 築 物	15,491	リ ー ス 債 務	854
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,600	繰 延 税 金 負 債	175
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	588	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	115
土 地	9,721	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,620
リ ー ス 資 産	595	長 期 預 り 保 証 金	11,099
建 設 仮 勘 定	235	資 産 除 去 債 務	1,320
		そ の 他 の 固 定 負 債	251
無 形 固 定 資 産	1,655	負 債 合 計	167,727
の れ ん	657	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	193	株 主 資 本	100,601
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	803	資 本 金	19,694
投 資 そ の 他 の 資 産	54,860	資 本 剰 余 金	5,467
投 資 有 価 証 券	34,339	利 益 剰 余 金	77,748
長 期 貸 付 金	53	自 己 株 式	△2,308
長 期 前 払 費 用	76	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,698
更 生 債 権 等	292	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,381
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,472	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△301
繰 延 税 金 資 産	15,041	為 替 換 算 調 整 勘 定	△170
そ の 他 の 投 資	3,039	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△211
貸 倒 引 当 金	△455	非 支 配 株 主 持 分	1,287
資 産 合 計	275,315	純 資 産 合 計	107,587
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	275,315

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

[illegible]

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	19,694	5,467	84,554	△2,302	107,413
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,837		△1,837
親会社株主に帰属 する当期純損失			△4,968		△4,968
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△6,806	△5	△6,811
当 期 末 残 高	19,694	5,467	77,748	△2,308	100,601

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	3,830	337	51	△1,609	2,609	1,318	111,340
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,837
親会社株主に帰属 する当期純損失							△4,968
自己株式の取得							△5
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,551	△638	△222	1,398	3,089	△31	3,058
当 期 変 動 額 合 計	2,551	△638	△222	1,398	3,089	△31	△3,753
当 期 末 残 高	6,381	△301	△170	△211	5,698	1,287	107,587

貸借対照表

平成29年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	152,865	流動負債	99,368
現金及び預金	45,288	支払手形	24,753
受取手形	1,566	買掛金	19,249
売掛金	37,235	短期借入金	9,130
商品及び製品	301	一年内返済予定の長期借入金	4,040
仕掛品	50,826	リース債務	236
原材料・貯蔵品	4,741	未払金	1,386
前払費用	1,677	未払費用	9,334
繰延税金資産	4,909	未払法人税等	24
貸付金	435	前受金	16,268
未収入金	2,328	完成工事補償引当金	2,701
未収消費税等	2,597	工事損失引当金	2,963
その他の流動資産	802	風力事業損失引当金	4,655
貸倒引当金	△37	設備関係支払手形	1,496
固定資産	89,488	その他の流動負債	3,127
有形固定資産	28,000	固定負債	54,147
建物	14,298	長期借入金	34,788
構築物	452	長期預り保証金	11,156
機械装置	5,059	リース債務	415
車両運搬具	16	退職給付引当金	5,743
工具・器具・備品	420	関係会社事業損失引当金	696
土地	7,373	資産除去債務	1,301
リース資産	223	その他の固定負債	44
建設仮勘定	155	負債合計	153,515
無形固定資産	629	(純資産の部)	
のれん	83	株主資本	82,865
諸利用権	37	資本金	19,694
ソフトウェア	377	資本剰余金	5,421
リース資産	132	資本準備金	5,421
投資その他の資産	60,858	利益剰余金	60,058
投資有価証券	33,520	利益準備金	3,236
関係会社株	7,953	その他利益剰余金	56,821
関係会社出資金	261	固定資産圧縮積立金	2,913
関係会社出資金	588	特別償却準備金	116
長期貸付金	1,003	別途積立金	60,000
繰延税金資産	14,066	繰越利益剰余金	△6,208
長期前払費用	69	自己株式	△2,308
更生債権等	96	評価・換算差額等	5,972
前払年金費用	2,510	その他有価証券評価差額金	6,274
その他投資	1,009	繰延ヘッジ損益	△302
貸倒引当金	△222	純資産合計	88,837
資産合計	242,353	負債及び純資産合計	242,353

損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	百万円	百万円
売 上 原 価		166,722
売 上 総 利 益		142,503
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,218
営 業 利 益		19,497
営 業 外 収 益		4,720
受 取 利 息	16	3,411
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	2,204	
固 定 資 産 賃 貸 益	916	
雑 収 益	273	
営 業 外 費 用		1,397
支 払 利 息	249	
手 形 ・ 債 権 売 却 損	24	
完 成 工 事 補 償 引 当 金 繰 入 額	608	
支 払 補 償 費	272	
雑 損 失	242	6,734
経 常 利 益		
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	74	
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	18,000
固 定 資 産 除 却 損	138	
固 定 資 産 減 損 損 失	17,019	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	696	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	139	
会 員 権 評 価 損	5	11,191
税 引 前 当 期 純 損 失		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	526	
過 年 度 法 人 税 等 繰 入 額	68	
法 人 税 等 調 整 額	△3,525	△2,930
当 期 純 損 失		8,260

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 19,694	百万円 5,421	百万円 —	百万円 5,421
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
別 途 積 立 金 の 取 崩				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
自己株式処分差損の振替			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	19,694	5,421	—	5,421

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金								
	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
	固 定 資 産 圧縮積立金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	百万円 3,236	百万円 3,055	百万円 409	百万円 75,000	百万円 △11,545	百万円 70,156	百万円 △2,302	百万円 92,969	百万円 92,969
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△1,837	△1,837			△1,837
当 期 純 損 失					△8,260	△8,260			△8,260
固定資産圧縮積立金の取崩		△141			141	—			—
特別償却準備金の取崩			△293		293	—			—
別 途 積 立 金 の 取 崩				△15,000	15,000	—			—
自 己 株 式 の 取 得						—	△5		△5
自 己 株 式 の 処 分						—	0		0
自己株式処分差損の振替					△0	△0			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—			—
当 期 変 動 額 合 計	—	△141	△293	△15,000	5,336	△10,098	△5		△10,103
当 期 末 残 高	3,236	2,913	116	60,000	△6,208	60,058	△2,308		82,865

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	3,802	336	4,138	97,107
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,837
当 期 純 損 失				△8,260
固定資産圧縮積立金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
別 途 積 立 金 の 取 崩				—
自 己 株 式 の 取 得				△5
自 己 株 式 の 処 分				0
自己株式処分差損の振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,472	△638	1,833	1,833
当 期 変 動 額 合 計	2,472	△638	1,833	△8,269
当 期 末 残 高	6,274	△302	5,972	88,837

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々木 齊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月15日

株式会社 日 本 製 鋼 所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々木 齊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役城野和也及び監査役増田格は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

平成29年5月17日

株式会社日本製鋼所監査役会

監査役(常勤)	水	谷	豊	㊞
監査役(常勤)	門	田	彰	㊞
監査役	城	野	和也	㊞
監査役	増	田	格	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

また、配当を実施するため、別途積立金の一部取崩しのご承認をお願いするものであります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12.5円 総額918,639,088円

なお、当社は、平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。当期は中間配当金2.5円をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当金は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金12.5円と期末配当金12.5円を合わせた1株当たり25円に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	再 任 みやうち なおたか 宮 内 直 孝 (昭和33年1月30日) 【取締役会への出席状況】 16／16回(100%)	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社広島製作所副所長 平成25年4月 当社執行役員、広島製作所長 平成27年4月 当社常務執行役員、産業機械事業部副事業部長（機械事業ユニット長） 平成28年4月 当社特機本部管掌、機械事業部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 平成29年4月 当社代表取締役社長（現任）	2,200株	な し
	【取締役候補者とした理由】 宮内直孝氏は、長年産業機械事業分野に携わり、製作所長としても製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、豊富な経験と実績を有しております。また、平成28年6月からは取締役として、平成29年4月からは代表取締役社長として、経営全般にわたる経験も有しており、引き続き当社グループを牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者としております。			
2	再 任 ひがし いずみ ゆたか 東 泉 豊 (昭和30年1月22日) 【取締役会への出席状況】 21／22回(95.5%)	昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 当社室蘭製作所副所長 平成23年7月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社上席執行役員、経理部担当（現任）、経営企画室長（現任） 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 平成27年4月 当社取締役常務執行役員、CFO（現任） 平成28年4月 当社CISO（現任） 平成29年4月 当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）	3,900株	な し
	【取締役候補者とした理由】 東泉豊氏は、鉄鋼事業の運営管理に携わり、経理の責任者を経た後、平成26年6月からは取締役として、平成29年4月からは代表取締役副社長として、経営戦略や財務戦略などを担当し、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
3	再任 わた なべ けん じ二 渡 邊 健 二 (昭和29年1月28日) 【取締役会への出席状況】 22/22回(100%)	昭和52年4月 当社入社 平成18年7月 当社広島製作所副所長 平成21年10月 当社業務管理部長 平成22年4月 当社総務部長 平成22年8月 当社秘書室長 平成23年7月 当社人事教育部長 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社上席執行役員、安全保障輸出管理担当（現任） 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 平成26年10月 当社総務部担当（現任） 平成27年4月 当社取締役常務執行役員、CSR・リスク管理担当（現任）、人事教育部担当（現任） 平成28年4月 当社安全衛生管理・環境管理担当（現任）、秘書室担当（現任） 平成29年4月 当社取締役専務執行役員（現任）	3,700株	な し
	【取締役候補者とした理由】 渡邊健二氏は、人事、総務、秘書などの責任者を経た後、平成26年6月からは取締役として、人事、総務、CSRなどを担当し、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。			
4	再任 しば た たかし 柴 田 尚 (昭和33年9月17日) 【取締役会への出席状況】 16/16回(100%)	昭和59年4月 当社入社 平成23年4月 当社室蘭製作所副所長 平成25年4月 当社執行役員、室蘭製作所長 平成27年4月 当社常務執行役員 平成28年4月 当社風力室管掌（現任）、鉄鋼事業部長（現任） 平成28年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	2,900株	な し
	【取締役候補者とした理由】 柴田尚氏は、長年素材材・エネルギー事業分野に携わり、製作所長としても製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、豊富な経験と実績を有しております。経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と 特 別 の 利 害 関 係
5	【新 任】 おおした まき 大 下 真 雄 (昭和31年 6 月 3 日)	昭和58年 1 月 当社入社 平成21年 2 月 当社製品戦略室副室長 平成22年 4 月 当社レーザー・プラズマシステム室副室長 平成25年 4 月 当社産業機械事業部副事業部長(機械担当) 平成26年 4 月 当社執行役員 平成27年 4 月 当社産業機械事業部副事業部長(アライアンス担当) 平成27年 5 月 SM PLATEK CO., LTD. 代表取締役副社長 平成29年 4 月 当社常務執行役員(現任)、機械事業部長(現任)	1,800株	な し
【取締役候補者とした理由】 大下真雄氏は、長年産業機械事業分野に携わり、海外における事業運営を含め豊富な経験と実績を有しております。経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としております。				
6	【新 任】 まつ お とし お 松 尾 敏 夫 (昭和37年 3 月 6 日)	昭和59年 4 月 当社入社 平成25年 4 月 当社広島製作所副所長 平成27年 4 月 当社広島製作所所長 平成28年 4 月 当社執行役員 平成29年 4 月 当社常務執行役員(現任)、成形機事業部長(現任)、広島製作所管掌(現任)	800株	な し
【取締役候補者とした理由】 松尾敏夫氏は、長年産業機械事業分野に携わり、製作所長としても製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、豊富な経験と実績を有しております。経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としております。				
7	【再 任 社 外】 さ とう もと のぶ 佐 藤 元 信 (昭和29年 2 月 27 日)	昭和52年 4 月 三井物産株式会社入社 平成13年10月 同社テレコム事業部室長 平成15年 4 月 同社ITソリューション事業部長 平成20年 4 月 ベトナム三井物産有限会社社長(平成26年 3 月退任) 平成22年 4 月 三井物産株式会社執行役員(平成26年 3 月退任) 平成26年 6 月 当社取締役(現任)	— 株	な し
【取締役会への出席状況】 22/22回(100%)				
【社外取締役候補者とした理由】 佐藤元信氏は、商社勤務及び海外での企業経営で培われた豊富な経験と高い見識を、独立した客観的な立場から、当社経営全般に反映していただいております。引き続き、経営全般の監督、重要事項決定において適切な役割を果たしていただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。 【独立性に関する事項】 佐藤元信氏は、当社の取引先である三井物産株式会社の執行役員を平成26年 3 月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は2.4%と僅少であります。 したがって、佐藤元信氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」(47頁)を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
8	再任 社外 持田 農夫 男 (昭和22年4月1日) 【取締役会への出席状況】 16／16回(100%)	昭和45年4月 日立金属株式会社入社 平成16年4月 株式会社NEOMAX（現 日立金属株式会社）常務取締役 平成17年6月 日立金属株式会社執行役常務、株式会社NEOMAX取締役常務執行役員 平成18年6月 日立金属株式会社代表執行役執行役社長兼取締役 平成22年4月 株式会社日立製作所代表執行役執行役副社長（平成26年3月退任）、日立金属株式会社取締役会長 平成22年6月 日立電線株式会社（現 日立金属株式会社）社外取締役（平成25年6月退任） 平成25年4月 日立金属株式会社取締役（平成26年6月退任） 平成26年6月 株式会社日立製作所取締役（平成28年6月退任） 平成28年6月 当社取締役（現任）	一 株	な し
【社外取締役候補者とした理由】 持田農夫氏は、国際的な製造業の経営経験者で、国内外での豊富な経験、数社にわたる経営実績を備えております。引き続き、技術的視点を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。 【独立性に関する事項】 持田農夫氏は、当社の取引先である株式会社日立製作所の代表執行役執行役副社長を平成26年3月まで務め、同社の取締役を平成28年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%と僅少であります。 また、株式会社日立製作所は当社の株主ですが、その議決権保有比率は0.7%であります。したがって、持田農夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（47頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。				

- (注) 1. 佐藤元信及び持田農夫男の両氏は社外取締役候補者であります。当社は、佐藤元信及び持田農夫男の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 持田農夫氏が平成25年6月まで社外取締役として在任しておりました日立電線株式会社（現 日立金属株式会社）が、遅くとも平成24年2月2日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていた事実が判明しました。同社を吸収合併した日立金属株式会社（合併の効力発生日：平成25年7月1日）は、平成25年12月20日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けるとともに、平成26年4月10日、建設業法に基づき、一部営業停止処分（営業停止期間：平成26年4月25日から平成26年5月24日まで）を受けました。同氏は、日頃から日立電線株式会社の取締役会等において法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しており、また、本違反行為の事実認識後は、法令遵守をより一層徹底するための体制の構築等、再発防止に向けた取組みについて各種の提言、意見表明等を行いました。
3. 佐藤元信氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 持田農夫男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 当社は、佐藤元信及び持田農夫男の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。佐藤元信及び持田農夫男の両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 水谷豊氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 利 害 関 係
新任 たなか よしとも 田 中 義 友 (昭和26年9月27日)	昭和49年4月 当社入社 平成18年7月 当社広島製作所長 平成19年6月 当社取締役、マグネシウム事業部担当 平成20年6月 当社成形機器システム事業部長 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社取締役専務執行役員、特機本部管掌、産業機械事業部長 平成24年4月 当社CISO、経営企画室長 平成25年4月 当社代表取締役副社長、CF0、経理部・業務管理部管掌 平成26年4月 当社社長補佐、安全保障輸出管理管掌、安全衛生管理・環境管理担当 平成27年4月 当社レーザー・プラズマシステム室管掌 平成28年4月 当社研究開発本部管掌、成形機事業部管掌 平成29年4月 当社取締役（現任）	11,184株	な し
【監査役候補者とした理由】 田中義友氏は、長年産業機械事業分野に携わった後、平成25年4月からは代表取締役副社長として、経営戦略や財務戦略などを担当し、卓越した技術的知見と企業経営全般に関する幅広い知見・経験を有していることから、客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。			

(注) 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。田中義友氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

（ご参考）株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{※1}又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{※2}又はその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑥過去3年間において上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{※3}に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

-
- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
 - ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
 - ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

第4号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成26年5月7日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議し、同年6月25日開催の当社第88回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、かかる更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、本総会終結の時までとされています。

旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成29年5月15日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランの内容を一部修正した上で更新すること（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本更新につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、社外監査役2名を含む監査役全員から賛同を得ております。

本議案は、本更新について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本総会で出席株主の皆様の議決権の過半数をもって承認された場合、本プランの有効期間は、平成32年6月30日までに開催される当社第94回定時株主総会の終結の時までとなります。

本更新に伴う旧プランからの主な変更点は次のとおりです。

- ①本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合に、買付者等有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ②独立委員会が買付者等に対して情報提供を求める期間の上限（最長60日）を設定いたしました。
- ③旧プランで最長60日としていた取締役会からの情報提供期間の上限の設定をやめ、取締役会からの情報提供期間と、延長期間を含めた独立委員会の検討期間を合わせて最長120日とし、旧プランの150日から短縮いたしました。
- ④本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合の要件を限定いたしました。

(ご参考) 旧プランからの主な変更点

項 目	旧プラン	本プラン
買付者等有する新株予約権の取得対価として金銭を交付しない旨 (54頁、63頁)	明記なし	明記あり
買付者等に対して情報提供を求める期間の上限 (55頁)	設定なし	最長60日
取締役会に対して情報提供を求める期間の上限 (56頁～57頁)	最長60日	設定なし (ただし、独立委員会の検討期間内)
独立委員会の検討期間 (57頁、59頁)	延長期間を含め最長90日	延長期間を含め最長120日 (ただし、取締役会に対して情報提供を求める期間を含む)
新株予約権の無償割当ての要件 (61頁)	- i 東京高裁 4 類型その他これに類似する行為・強圧的二段階買付 (※) - ii 買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な場合 - iii 当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付等 - iv 買付者等が手続を遵守しない場合	- i 東京高裁 4 類型・強圧的二段階買付 (※) - ii 買付者等が手続を遵守しない場合

※東京高裁 4 類型とは、61頁に記載のⅣ. 4. 「本新株予約権の無償割当ての要件」

(2) ①から④までをいい、強圧的二段階買付とは、同 (3) をいいます。

＜本更新の必要性＞

当社は多様な製品を製造しており、そのために必要な技術は多岐にわたります。中でも、極めて高い安全性・信頼性が求められる原子力発電用の大型鍛鋼部材を、高品質な世界最大級の鋼塊から一体型で製造する技術は、エネルギー資源の多くを海外からの化石燃料の輸入に頼っているわが国にとって、エネルギー安全保障の観点から非常に重要な意義を有しております。

また、兵器の国産化を目的に創業した当社が長年にわたり蓄積してきた、火砲を中心とする防衛関連機器の製造技術は、わが国の防衛上、非常に重要な役割を果たしております。

このように、創業時よりわが国の安全保障の一端を担ってきた当社は、様々なステークホルダーとの密接な信頼関係をベースに、これまで培ってきた高度な技術を持続・発展させることによって、今後もわが国の安全保障に貢献していくことが、当社の社会的責務であると考えております。

しかしながら、当社が製造する原子力発電用の大型鍛鋼部材や防衛関連機器は安全保障に深く関わる製品であるがゆえに、その時々の世界の政治情勢や経済情勢等を背景に、これらの製品に用いられる高度な技術の取得を目的として、一方的に当社株券等に対する大量買付けが強行される可能性が十分に考えられます。

下記Ⅰ．２．「事業運営に対する当社の考え方」のとおり、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、お客様をはじめ労働組合、取引先、地元の方々等ステークホルダーとの中長期的な信頼関係の維持・向上策を実行していくとともに、蓄積した多様な技術の融合による「技術経営」を一層推進していく必要があります。当社の株券等の大量買付けを行う者によりこれらが着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保すること及び市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、必ずしも有効に機能しないことが考えられます。

こうした状況において、当社の営む事業が社会インフラやわが国の安全保障に関連するものであり、その企業価値の考慮に際して多様な要素を広範に検討する必要があることに鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

I. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた当社の取組み

1. 当社の事業概要

当社は、1907年（明治40年）、後に鉄鋼業の一大基地となる北海道室蘭市に兵器の国産化を目的として、日英3社の共同出資による合併企業として設立されました。太平洋戦争後、蓄積した高度な技術・ノウハウを基盤に民需に転換し、優れた「鋼」づくりと、それらを活かした「機械」の開発、さらに新規事業分野の開発に努めてきました。その活動は、電力・鉄鋼・造船・石油化学などの重化学工業のみならず、自動車・電機・情報機器などの広い分野にわたり、「鋼と機械の総合メーカー」として、国内はもちろん世界的にも高い評価を得てきました。そして今日では、素形材・エネルギー事業と産業機械事業の二つのセグメントを柱として、「独創技術で変化を創り出し社会の発展に貢献する企業」として、社会の最先端のニーズに応えています。

「素形材・エネルギー」の分野に関しましては、高温・高圧・高腐食の苛酷な環境で安全に使用できる清浄な鋼の材料開発や、大型製品を作り上げる熱加工、熱処理、機械加工、溶接等の多岐の工程にわたり整備された設備と蓄積された経験、そして生産技術及びノウハウを活かし、様々な産業の設備関連の重要部品を製造しております。とりわけ、エネルギー関連では、火力・原子力発電用部材、石油精製等の压力容器類、天然ガス田における輸送用特殊鋼管等、豊富な納入実績を有し、世界各国のお客様から高い評価をいただいております。

「産業機械」の分野に関しましては、樹脂製品の製造工程で、ペレットの製造から最終製品の成型に至るまでの様々な機械装置を製造しております。これらの機械装置の開発には、「素形材・エネルギー」の分野において蓄積された技術、ノウハウが主要部品の材料開発に重要な役割を果たしております。蓄積してきた先進のメカトロニクス技術でお客様のあらゆるニーズに応え、次々に新たな製品を開発するなど、世界トップの総合樹脂機械メーカーとして成長を続けております。また、当社の祖業である防衛関連機器の製造も行っており、これについても「素形材・エネルギー」の分野において蓄積された技術、ノウハウが重要な役割を果たしております。

2. 事業運営に対する当社の考え方

当社製品の大部分は一品ごとの受注生産であり、それぞれのお客様によって詳細な要求仕様が異なっております。つまり、お客様の課題を理解し、解決するための方法を考えて計画し、設計、製造された製品・サービスをお届けすることが当社の使命と考えております。

このベースとなるのは、長い期間をかけて築き上げてきたお客様をはじめとする取引先等の様々なステークホルダーとの密接な信頼関係であり、その維持・向

上がもっとも大切なことであると考えております。かかるステークホルダーとの密接な信頼関係を基礎として、材料開発から製品・サービスまでの一貫体制を堅持し、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」を一層推進していくことこそが、当社の企業価値を高めていく方策であり、今後も継続してまいります。

II. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われまゝす。したがって、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

III. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 中期経営計画の推進

上記 I. 2. 「事業運営に対する当社の考え方」のような考え方に立ち、当社は平成29年度を最終年度とする3年間の中期経営計画（JGP2017）において、お客様のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す「グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍」を目標とし、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進、を基本方針とし、収益力の拡大に向けた事業活動を推進しております。

財務面においては、収益力向上や運転資金の効率化等により資金創出力を強化し、創出された資金を設備投資やアライアンス、M&A等の成長投資に積極的に投入し、更なる収益力の拡大につなげてまいります。組織体制面では、ダイバー

シティを重視しつつ人材の確保と育成に努め、またコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や意思決定プロセスの適正化などグループ経営の強化にも注力しております。さらに技術・技能の伝承とその進展は、企業価値の源泉を維持・強化する上で重要な課題であると認識し、グローバル化への対応強化を含め、組織的な取組みを進めております。そのほか、コンプライアンス活動は勿論のこと、安全衛生管理活動、温室効果ガスの排出量削減・生物多様性維持への対応等の環境保全活動にも取り組んでおります。

さらに、平成30年度から平成32年度までの次期中期経営計画（JGP2020）の策定にも着手しており、事業環境の変化に対応した新たな成長戦略により、収益力をさらに強化してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む5名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に定めた「株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。（<http://www.jsw.co.jp/ir/governance.html>）

IV. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

2. 本プランの概要

（1）本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記IV. 1.「本プランの目的」を実現するために必要な手続（下記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」にて後述します。）を定めています。

（2）新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、当社は、当該買付者等有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、独立委員会規則（その概要については資料1をご参照下さい。）を定め、当該規則に従い、当社経営陣から独立した社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で構成される独立委員会を設置し、その判断を経ることで、当社取締役会の恣意的判断を排するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本更新時において独立委員会の委員となることが予定される者の氏名及び略歴は、資料2のとおりです。

(3) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

3. 本プランの発動に係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①又は②に該当する買付等とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととなります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

上記Ⅳ. 3. (1)「対象となる買付等」に定める買付等を行う買付者等には、買付等の開始又は実行に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断、独立委員会の勧告、当社取締役会としての意見形成のため、以下の各号に定める情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。

具体的には、まず当社代表取締役宛に、買付者等の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する買付等の概要を明示した意向表明書を、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約書とともに、日本語によりご提出いただくこととします。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日（注8）（初日不算入）以内に、買付者等から当初提供いただく本情報のリストを当該買付者等に対して交付します。

当社取締役会は、本情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、提供された本情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて追加的に情報提供を求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、追加的に情報提供していただきます。ただし、最終の回答期限（以下、「最終回答期限」といいます。）は、十分な情報が提供されたと判断されない場合であっても、意向表明書を受領した日から60日（初日不算入）を超えないものとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本情報の提供を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記Ⅳ．3．（4）「独立委員会における判断方法」の①に定めるとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

（3） 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から本情報（追加的に情報提供を求められたものを含みます。）が提供された場合又は最終回答期限が到来した場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、本情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、当社の営む事業が社会インフラやわが国の安全保障に関連するものであり、その企業価値の考慮に際して多様な要素を広範に検討する必要があることを勘案し、買付者等から本情報（追加的に情報提供を求められたものを含みます。）を受領した時点又は最終回答期限のいずれか早い日から最長90日間（初日不算入）の検討期間（取締役会検討期間を含み、以下、「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。なお、下記（４）④に該当する場合等には、独立委員会は最長30日間の範囲内で独立委員会検討期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等を受領した受領した上、買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会を通じて株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとし、また、独立委員会検討期間が終了する前に検討結果が出た場合には、当社取締役会を通じてこれを直ちに情報開示するものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、買付者等が現れた事実、意向表明書の提出の事実、本情報の提供の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、当社取締役会を通じて株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手順に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から④に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要及びその他独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記IV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」の(1)に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次の(ア)又は(イ)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(ア) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記IV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは本新株予約権の行使を認めることが相当でないこととなった場合

② 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記IV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」の(2)又は(3)に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を、当社取締役会に勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告した場合であっても、上記①(ア)又は(イ)に

該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記Ⅳ．４．「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記Ⅳ．４．「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

④ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。なお、独立委員会検討期間が延長された場合には、その理由及び期間について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示するものとします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記Ⅳ．３．(４)「独立委員会における判断方法」①に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合、及び③に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合において、独立委員会から勧告を受けた場合には、これを最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、これらの場合においては、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する決議を行うまでの間、買付等を実行することはできないものとします。

また、当社取締役会は、上記Ⅳ．３．(４)「独立委員会における判断方法」②に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきであることを勧告する場合において、独立委員会から勧告を受けた場合には、下記Ⅳ．３．(６)「株主総会の開催」に定める手続の決議を行うものとします。当社取締役会は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、また、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

(6) 株主総会の開催

上記Ⅳ．３．(４)「独立委員会における判断方法」②に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきであることを勧告した場合には、当社取締役会は速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案を付議します。なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「承認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の２週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに情報開示するものとします。なお、独立委員会が上記Ⅳ．３．(４)

「独立委員会における判断方法」②に従った勧告を行った場合、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議を行うまでの間、買付等を実行することはできないものとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施の承認を議案とする株主総会の招集手続を実施する際、本情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

4. 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次の（１）に該当する場合、又は（２）もしくは（３）のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記Ⅳ. 3.「本プランの発動に係る手続」（４）に定める独立委員会の判断及び（同（６）に従って株主総会が開催される場合には）当該株主総会における決議を経て、同（５）に定める当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

（１） 上記Ⅳ. 3.「本プランの発動に係る手続」（２）又は（３）に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

（２） 次に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

（３） 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式売買を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(1) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(3) 本新株予約権の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である当社株式の種類は普通株式（注11）（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、原則として1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注12）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注13）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①乃至④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者、又は、⑥上記①乃至⑤記載の者の関連者（注14）（以下、①乃至⑥に該当する者を総称して「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記（9）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日をもって、当該非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- (10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (11) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (12) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

6. 本更新に係る手続

本更新については、本総会における決議により、株主の皆様にご承認いただくことを条件とします。

7. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

8. 本プランの廃止及び修正・変更等

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間の満了前であっても、その決議により本プランを廃止することができます。また、当社取締役会は、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成29年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当てにより株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」(4) ①及び②に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により損害を受ける可能性があります。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定められた行使価格に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株

予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記（３）に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、この場合、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。

（３） 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかえる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

（４） その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

VI. 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める

三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、上記Ⅳ. 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、又は場合により株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、上記Ⅳ. 6.「本更新に係る手続」に記載したとおり、本総会において承認可決がなされることを条件としております。また、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始した状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合、及び独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をする場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意向が直接反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外の有識者3名以上により構成されます（本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は資料2のとおりです。）。

当社株券等に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅳ. 3.「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要について

は株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅳ. 3.「本プランの発動に係る手続」(4)及びⅣ. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期は1年とされていること

当社取締役の任期は1年とされており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能であります。

7. 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅳ. 3.「本プランの発動に係る手続」(3)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

8. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅳ. 8.「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

-
- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注12) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注13) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注13において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注13において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると

当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立した社外の有識者から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めを行った場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当てを実施することを株主総会に諮るべきである旨
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会等を通じた買付者等との協議・交渉
 - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等、株主への代替案の提示
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付者等が提供した本情報が不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するように求める（ただし、最終の回答期限は、十分な情報が提供されたと判断されない場合であっても、意向表明書を受領した日から60日（初日不算入）を超えないものとする。）。また、独立委員会は、買付者等から本情報（追加的に情報提供を求められたものを含む。）が提供された場合、当社取締役会に対しても、適宜定める回答期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するように要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会を通じて株主に対する当社の代替案の提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、執行役員、監査役、専門役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴（五十音順）

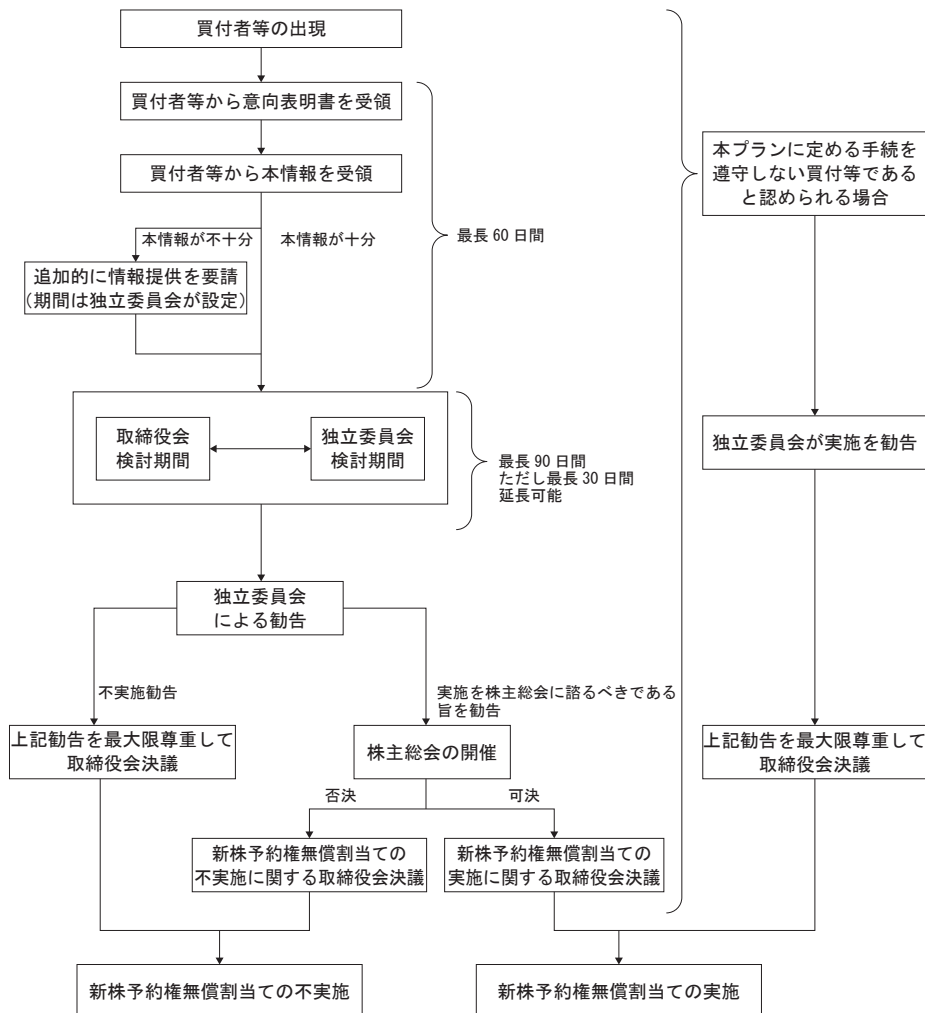
本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏 名				略 歴
お 尾	うち 内	まさ 正	みち 道	昭和17年生まれ 昭和50年9月 公認会計士登録 昭和52年6月 税理士登録 昭和53年1月 尾内公認会計士事務所・税理士尾内正道事務所開設 昭和58年8月 株式会社三菱総合研究所客員研究員 平成15年7月 早稲田大学会計研究所客員研究員（現 招聘研究員）（現任） 平成19年7月 日本公認会計士協会副会長 平成22年7月 日本公認会計士協会監事 平成25年6月 月島機械株式会社社外監査役（現任） 平成27年6月 日東紡績株式会社社外取締役（現任）
つる 鶴	た 田	ろく 六	ろう 郎	昭和18年生まれ 昭和45年4月 東京地方検察庁検事 平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長 平成18年6月 退官 平成18年7月 弁護士登録 平成18年10月 千葉大学法科大学院教授 平成19年9月 J．フロント リテイリング株式会社社外監査役（現任） 平成21年4月 駿河台大学法科大学院教授 平成22年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役 三菱化学株式会社社外監査役 平成24年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役（現任） 株式会社三井住友銀行社外監査役 平成27年6月 K Y B株式会社社外取締役（現任）
わた 渡	なべ 邊		ゆたか 穰	昭和20年生まれ 昭和49年1月 住友セメント株式会社（現 住友大阪セメント株式会社）入社 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成23年1月 同社取締役相談役 平成23年6月 同社相談役 平成24年6月 N E C モバイリング株式会社（現 M X モバイリング株式会社）社外取締役 平成26年1月 住友大阪セメント株式会社名誉顧問（現任）

（注）上記各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

本プランの手続に関する流れ (イメージ概要)



(注) この図は、本プランに対するご理解の一助としてお使いいただくことのみを目的として作成されております。本プランの詳細については本文をご参照下さい。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (5) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines, typical of notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

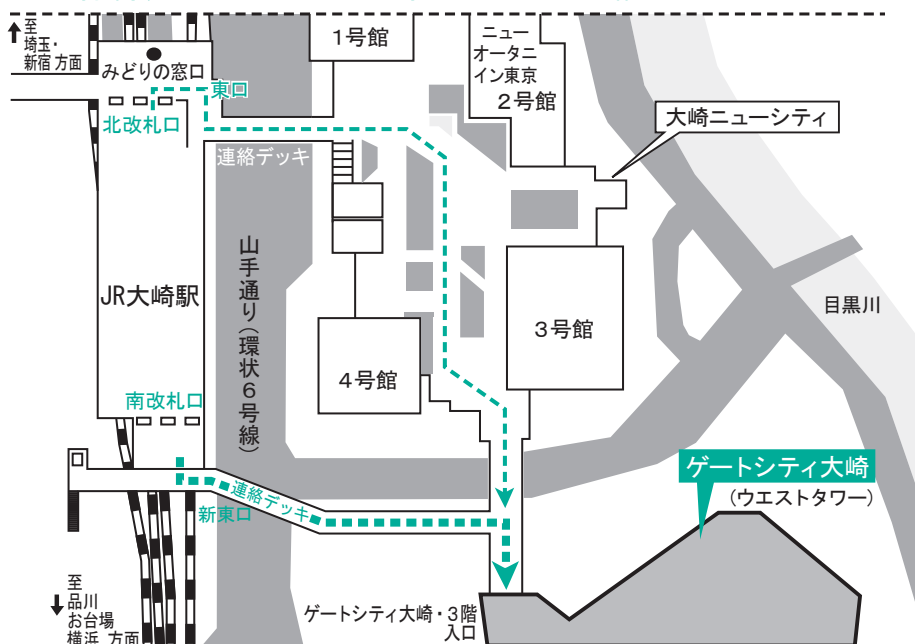
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウエストタワー3階入口まで



◎JR大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウエストタワー3階入口よりお入り下さい。インフォメーション裏のエスカレータで地下1階までお越し下さい。